

非自発的失業者の方は 国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者について

- 次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。
- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成24年3月31日以降であること
 - ②離職日において、65歳未満であること
 - ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

○軽減に該当する方のマイナンバー（個人番号）がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課（課税第1班） ☎0820（74）1008

公平性を確保するために

後期高齢者医療保険料の 滞納整理を強化しています

後期高齢者医療制度はみんなで支え合う制度です。

後期高齢者医療保険料を滞納すると、地方税と同様に滞納処分（差押え）ができることになっており、督促後に納付がない場合は、催告（文書・電話・臨戸）を適宜実施し、金融機関や職場等への調査の結果、資力を有する場合は滞納については、やむを得ず、預貯金や不動産等について、財産の差押えを実施します。

督促状や催告書などが届いたときは、お早めにご納付ください。

なお、納付できない特別の事由（災害、家族の病気など）がある場合はお気軽にご相談ください。

短期被保険者証の交付および 保険料徴収方法の変更について

特別の事由もなく、保険料を滞納したままにしていると、通常より有効期限の短い被保険者証（短期被保険者証）を交付することがあります。

また、特別徴収（年金から天引きする徴収方法）の方でも、年度の途中で保険料額が増減した場合においては、一時的に普通徴収（納付書または口座振替による徴収方法）に変更されます。

なお、保険料額が確定・変更となった場合には通知書を送付しますが、徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更となつていないことが付かず、納め忘れてしまう事例が多く見受けられますので、ご留意ください。

■問い合わせ

税務課（徴収対策班） ☎0820（74）1031
健康増進課（医療保険班） ☎0820（73）5502

住宅・土地統計調査の準備事務を実施します

平成30年2月1日を基準日として、本年10月に実施する住宅・土地統計調査のための準備事務（単位区設定）を行います。

単位区設定は、本調査に先立って、山口県知事が任命した指導員が担当地区を巡回し、「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などを把握するもので、基本的に世帯へ訪問することはありません。

本調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■対象

町内57調査区内の住宅等の建物

■基準日

平成30年2月1日（指導員巡回期間 1月中旬～2月中旬）

■実施方法

指導員が目視で調査区内の建物を確認します。

■ご注意ください

今回の単位区設定では、金銭に関すること、個人番号や口座番号などを世帯の方に尋ねることは絶対ありません。

調査指導員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールにご注意ください。

この事務を行う指導員は、山口県知事が発行した「指導員証」を携帯していますので不審に思われた場合は、指導員の氏名を確認していただき、役場政策企画課までお問い合わせください。

■問い合わせ

周防大島町政策企画課（広報情報統計班）
☎0820（74）1007